

定款は、当法人の設立登記の日から施行するものとする。

(法令の準拠)

第 66 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国有床診療所協議会を設立するため、設立時社員の齋藤義郎、鹿子生健一、小林博、河野雅行、猿木和久、小玉弘之、松本光司、鈴木伸和、本間博、大場正二、長島徹、小川郁男、前田津紀夫、西城英郎、市橋研一、木村丹、平尾健、正木康史、森俊明、長谷川宏、松原三郎、井上隆、原速の定款作成代理人である行政書士清水一広は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 年 月 日

設立時社員

齋藤 義郎

設立時社員

鹿子生健一

設立時社員

小林 博

設立時社員

河野 雅行

設立時社員

猿木 和久

設立時社員

小玉 弘之

設立時社員

松本 光司

設立時社員

鈴木 伸和

設立時社員

本間 博

設立時社員

大場 正二

設立時社員

長島 徹

設立時社員

小川 郁男

設立時社員

前田津紀夫

設立時社員

西城 英郎

設立時社員

市橋 研一

設立時社員

木村 丹

設立時社員

平尾 健

設立時社員

正木 康史

設立時社員

森 俊明

設立時社員

長谷川 宏

設立時社員

松原 三郎

設立時社員

井上 隆

設立時社員

つ

磐
のひ
島市
満点
頃。
たこ

古

福
ト像
は午
れま
名は
第1号

原 速

上記設立時社員の定款作成代理人

福岡市中央区赤坂一丁目13番28-303号

行政書士 清 水 一 広

一般社団法人全国有床診療所協議会 施行規則 (案)

一般社団法人全国有床診療所協議会定款第60条により施行規則を定める

- 第 1 条 理事は、各ブロック選出理事及び会長指名理事とする。
- 2 各ブロック選出理事は、会員150名について一人とし、ブロック協議会にて選出する。
 - 3 会長指名理事は、15名以内とする。
- 第 2 条 各都道府県有床診療所協議会を以下の7ブロックに分ける。
- (1) 北海道ブロック 北海道
 - (2) 東北ブロック 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 - (3) 関東甲信越ブロック 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京都、神奈川、山梨、長野、新潟
 - (4) 中部ブロック 富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
 - (5) 近畿ブロック 滋賀、京都府、大阪府、兵庫、奈良、和歌山
 - (6) 中国・四国ブロック 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 - (5) 九州ブロック 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- 第 3 条 各ブロックごとに、ブロック協議会を開催するものとする
- 第 4 条 各都道府県有床診療所協議会は、次の場合には速やかに当該者の氏名と勤務先および住所を本法人事務局に報告しなければならない
- 2 各都道府県有床診療所協議会の役員等が改選されたとき。
 - 3 本法人会員の入退会及び勤務先または住所の変更があったとき。
- 第 5 条 年会費はA会員を15,000円、B会員を5,000円とする。
- 2 定款第9条に定めた年会費は、毎年度の3月末日までに納入しなければならない。
なお、いったん納入された会費は返還されないものとする。
- 第 6 条 本規則を変更や追加するときは、社員総会の議決を経なければならない。
- 第 7 条 本施行規則は令和6年4月1日より施行する

代議員及び予備代議員選任規則（案）

第1章 総 則

（目 的）

- 第1条 この規則は、一般社団法人全国有床診療所協議会（以下「本会」という。）定款第8条第1号の規定による代議員及び予備代議員（以下「代議員等」という。）の選任方法を定めることを目的とする。

第2章 代議員及び予備代議員の選任

（選 任）

- 第2条 各都道府県有床診療所協議会において選任する代議員の数は、毎年4月1日現在における支部の会員数を代議員選任のための除数で除して得た数（1名未満の端数は切り上げる。）とする。
- 2 前項の除数は50とする。
 - 3 前項の除数は、本会の会員数の増減に応じて、社員総会において4年ごとに見直すものとする。ただし、見直し当時の総会会場確保、総会開催の予算等の諸事情を考慮することができる。
 - 4 予備代議員は、代議員と同数以内とする。

（任 期）

- 第3条 前条の規定により選任された本会総会代議員等の任期は、就任後の第3回目の定時総会の終了時までとする。
- 2 任期途中に補欠により選任された者及び新任者の任期は、本来の代議員等の任期の残任期間とする。
 - 3 本会の役員は、本会代議員等となることができない。

（名簿の作成）

- 第4条 各都道府県有床診療所協議会は、第2条の規定により選任した本会代議員等について、その名簿を作成し、毎年4月30日までに理事長に提出するものとする。
- 2 各都道府県有床診療所協議会は、毎年4月1日現在において、前項の規定により理事長に提出した名簿に変更が生じているときは、4月30日までに変更後の名簿を作成し提出するものとする。

（資格の喪失）

- 第5条 本会代議員等は、本会の会員でなくなったとき、及び本会の役員に就任したときのほか、各都道府県有床診療所協議会に辞任届を提出して承認があったときは、その資格を喪失する。

(代議員等の解任)

第 6 条 定款第34条の規定を準用する。

第 3 章 補 則

(規則の改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。